

第1次南城市幼児教育推進計画

令和5年度～令和9年度



令和5年2月

南城市幼児教育センター

(南城市教育委員会 教育指導課 南城市福祉部 子育て支援課)

| | |
|---------------------------------|----|
| 第1章「第1次南城市幼児教育推進計画」策定にあたって | |
| 1 幼児教育推進計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 幼児教育に関する主な動向 | 1 |
| 3 計画の位置づけ | 4 |
| 第2章 南城市における幼児教育の現状と変遷 | |
| 1 幼児教育施設の在籍数 | 5 |
| 2 これまでの南城市教育部教育指導課の取組 | 6 |
| 3 これまでの南城市福祉部子育て支援課の取組 | 6 |
| 4 教育部・福祉部協働の取組 | 7 |
| 第3章 教育部教育指導課・福祉部子育て支援課の取組み成果と課題 | |
| 1 幼児教育内容の充実 | 8 |
| 2 幼稚園、保育所、こども園等と小学校の連携推進 | 8 |
| 3 家庭支援・相談体制の充実 | 8 |
| 第4章 「第1次南城市幼児教育推進計画」の基本目標と方針 | |
| 1 基本目標 | 9 |
| 2 基本方針 | 9 |
| 3 計画期間 | 10 |
| 第5章 第1次南城市教育推進計画 | |
| 1 幼児教育内容の充実 | 12 |
| 2 幼稚園、保育所、こども園等と小学校の連携推進 | 13 |
| 3 家庭支援・相談体制の充実 | 14 |
| 第6章 計画の実施と評価 | 15 |
| 第1次南城市幼児教育推進計画体系図 | 16 |
| 南城市内の幼児教育施設 | 17 |
| 南城市幼児教育センター | 18 |
| 南城市の教育構想（幼児教育について） | 19 |

第1章「第1次南城市幼児教育推進計画」策定にあたって

1 幼児教育推進計画策定の趣旨

幼児教育は、目先の結果のみを期待するのではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なもので、幼児教育に関わる全ての者が相互に連携・協働し、各自が役割を果たしながら、教育の質の向上に取り組むことが求められています。

南城市教育部教育指導課や南城市福祉部子育て支援課においては、これまで保幼小連携事業において、合同研修会や各小学校の公開授業、幼稚園、保育所の公開保育を実施し、接続期の教育・保育の質の向上に努めてきました。また、令和4年度から教育指導課内に幼児教育係を設置し、併せて子育て支援課内にも幼稚園の教頭職を配置し、両課で幼児教育センターを設置し連携・協働を進めています。

全国的には、平成29年度、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が同時改定され、平成30年度に本格実施されました。また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、幼児教育・保育への関心や期待が高まっています。

そこで、本市では、今後の幼児教育の充実を図るため、概ね5年間の総合的な基本計画を作成し、誰一人取り残さない質の高い幼児教育を推進します。

2 幼児教育に関する主な動向

○平成17年1月28日 中央教育審議会 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（答申）

- ・家庭、地域社会、幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- ・幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

○平成18年 教育基本法の改正

- ・幼児教育の重要性が謳われ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないとされた。

○平成19年 学校教育法の改正

- ・幼稚園が学校教育のはじまりとして、小学校以降の教育との発達や学びの連続が明確になるよう示された。併せて、学校教育法の幼稚園の目的及び目標に関する規定が置かれた。

○平成20年3月告示、平成21年4月実施 幼稚園教育要領（文部科学省告示）

- ・幼小の円滑な接続を図るため規範意識や思考力の芽生えに関する指導の充実
- ・預かり保育及び子育て支援の基本的な考え方

○平成20年3月告示、平成21年4月実施 保育所保育指針（厚生労働省告示）

- ・保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、

保育所の社会的責任の明確化

○平成26年4月 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文部科学省・厚生労働省共同告示）

- ・幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保
- ・小学校教育との円滑な接続に配慮
- ・幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の明示

○平成27年4月～ 子ども・子育て支援新制度

- ・幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進する制度。
- ・必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指す。

○平成27年8月 幼児期から高等学校までの初等中等教育段階の教育課程の基準等の在り方について、中央教育審議会が論点整理を公表

- ・子供の発達の早期化をめぐる現象や指摘、幼児教育の特性等を踏まえ、幼児教育と小学校教育をより円滑に接続させていくためには、どのような見直しが必要か。

幼児教育

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、義務教育及びその後の教育の基礎となるものとして、幼児に育成すべき資質・能力を育む観点から、教育目標・内容と指導方法、評価の在り方を一体として検討する必要がある。
- 具体的には、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、また、幼児期において、探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ等のいわゆる非認知的能力を育むことがその後の学びと関わる重要な点であると指摘されていることを踏まえ、小学校の各教科等における教育の単純な前倒しにならないよう留意しつつ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化を図ることや、幼児教育にふさわしい評価の在り方を検討するなど、幼児教育の特性等に配慮しながらその内容の改善・充実が求められる。

○平成27年12月 社会保障審議会保育専門委員会の設置

- ・保育所保育指針の改定等に関する検討

○平成28年6月～10月 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について

○平成28年12月 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改訂及び必要な方策等について（答申）」

- ・「社会に開かれた教育課程」「幼児期から高等学校まで一貫した育成を目指す資質・能力」「主体的・対話的で深い学び」

- 平成28年12月「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」
 - ・幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定の方向性との整合性及び幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実
- 社会保障審議会「保育所保育指針の改訂に関する議論の取りまとめ」
- 平成29年3月 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が告示
 - ・子供に育みたい資質・能力等を共通化して明確にするなど、内容について一層の整合性が図られた
- 平成29年12月8日「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
 - ・幼児教育の無償化、待機児童の解消
- 平成30年12月28日「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
 - ・幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性
 - ・3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)の利用料を無償化等
- 平成31年4月 中央教育審議会「新しい時代の初等中等教育の在り方について」
 - ・同諮問の中では、「幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上」が審議事項の一つとして位置付けられた。
- 令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
 - ・子育てのための施設等利用給付の創設
- 令和元年10月1日 幼児教育・保育の無償化の実施
- 令和3年1月26日「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(中央教育審議会答申)
 - ・幼児教育要領等の理解推進、小学校教育との円滑な接続を図り、幼児教育の質の向上を目指す。
- 令和3年7月8日 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会の設置
 - ・幼児教育の質的向上及び小学校との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、初等中等教育分科会の下に設置(初等中等教育分科会決定)

3 計画の位置づけ

第2次南城市総合計画（2018～2027年度）

【基本方針】 ひとが育つ 基本施策① 乳幼児の成長

【具体的な施策】 施策 ①生活習慣の基礎づくり ②教育・保育環境の確保及び充実 ③一時預かりの実施 ④乳幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続 ⑤特別な支援を必要とする乳幼児、医療的ケア児への支援

南城市教育振興基本計画（令和2年
12月～令和9年度）

基本方針：人が育ち、人が生きる、心豊かな人材を育む教育・文化のまちづくり

教育目標 家庭・地域における教育力の向上

教育施策1 家庭・学校・地域が協働した教育機能の充実

教育目標 幼児・児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばし、生きる力を育む

教育施策2 子ども一人ひとりの資質・能力を伸ばす「学び」の機会と質の保証

第2期南城市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

計画の基本目標

基本目標1 教育・保育事業や子育て支援体制の強化

基本目標2 教育・保育事業における質の確保と向上

基本目標3 地域で安心して子どもを産み育てるための支援充実

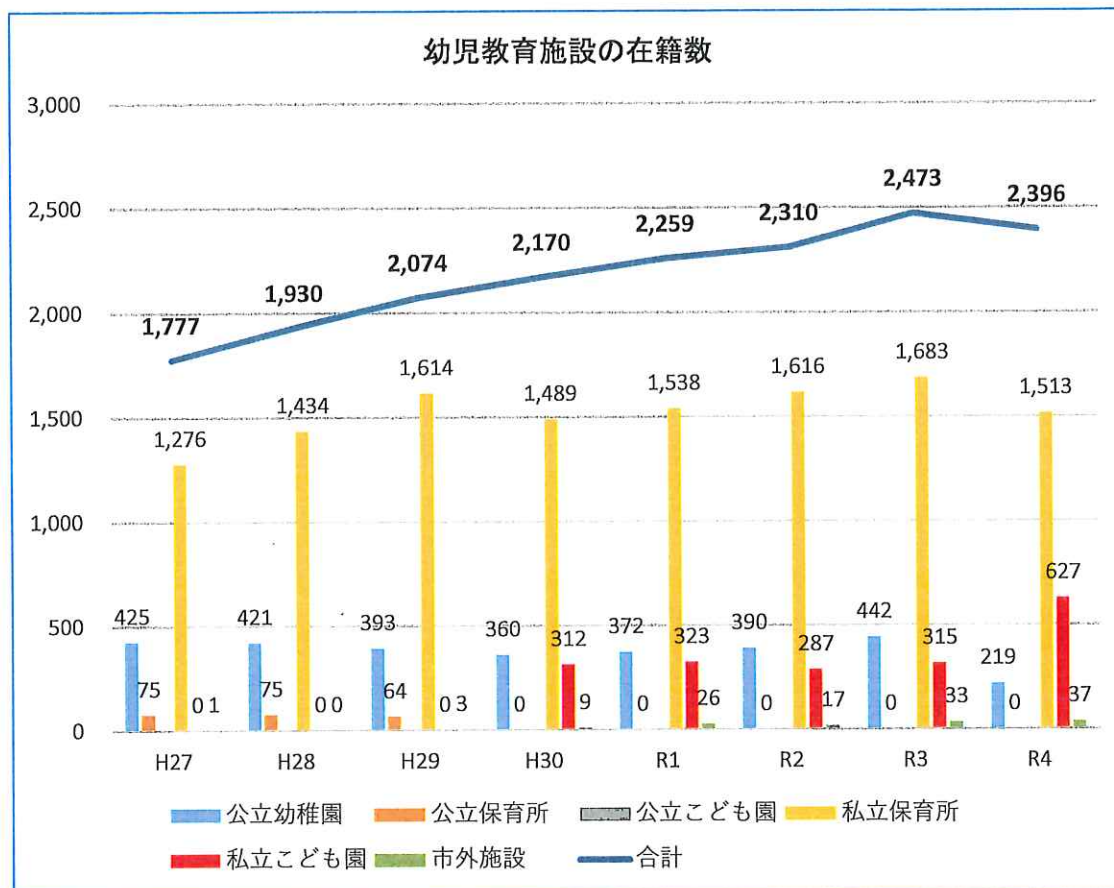
基本目標4 多様な環境にある子どもと保護者への支援の充実

第1次南城市幼児教育推進計画（令和5年～令和9年）

黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）
（令和2年度～令和6年度）

第2章 南城市における幼児教育の現状と変遷

1 幼児教育施設の在籍数



| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 公立幼稚園 | 425 | 421 | 393 | 360 | 372 | 390 | 442 | 219 |
| 公立保育所 | 75 | 75 | 64 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公立こども園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 私立保育所 | 1,276 | 1,434 | 1,614 | 1,489 | 1,538 | 1,616 | 1,683 | 1,513 |
| 私立こども園 | 0 | 0 | 0 | 312 | 323 | 287 | 315 | 627 |
| 市外施設 | 1 | 0 | 3 | 9 | 26 | 17 | 33 | 37 |
| 合計 | 1,777 | 1,930 | 2,074 | 2,170 | 2,259 | 2,310 | 2,473 | 2,396 |

2 これまでの教育部教育指導課の取組

(1) 幼児教育の充実

① 教職員研修

年間4回の幼稚園研修会を実施し、そのうち2回は公開保育を実施している。内容は、「幼児期に育ってほしい姿」を手掛かりに保育参観を行い、専門家（大学教員）からの指導助言を頂き、保育の質の向上に努めている。

② 保育ドキュメンテーションの作成や保育カンファレンス等についての研修を実施している。子どもたちの遊びこみの状況を見える化する手法として保育ドキュメンテーションを取り上げ、その作成の目的や方法を共有している。また園児の育ちや保育の質の向上のため、多様な意見交換ができる手法として保育カンファレンスについて共有している。

③ 幼児教育施設巡回訪問（子育て支援課と協働実施）

市内の全幼児教育施設36園を訪問し、子どもの実態と教育・保育状況の把握、意見交換を実施し、幼児教育の充実に努めている。

(2) 保幼小連携の充実（子育て支援課と協働実施）

① 接続期カリキュラム（アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム）の実践・検証・改善

保幼小連携プロジェクト委員会において作成した南城市接続期カリキュラム方針に基づき、各小学校、幼児教育施設において接続期カリキュラムを作成し実践・改善を行っている。作成、改善の際には、小学校と幼児教育施設の職員が協働で実施するように取り組んでいる。

② 公開保育、公開授業の実施

市内の小学校を輪番で1年生のスタートカリキュラムの様子を中心に公開授業を実施している。また幼児教育施設においては、玉城地区、佐敷・知念・久高地区、大里地区ごとに公開保育を実施し保育の質の向上に努めている。

3 これまでの福祉部子育て支援課の取組（幼児教育に関する取組）

(1) 幼児教育の充実

① 保育士研修

ティーチャーズトレーニングで、発達に課題のある子どもへの関わり方や保護者への関わり方等を研修し、保育士の資質向上を図っている。また、沖縄県幼児教育アドバイザーやその他専門家を招聘し、研修会を実施し、保育士の資質・向上を行っている。

② 作業療法士による巡回及び研修

各園に作業療法士を派遣し、子どもへの対応に関するアドバイスを貰い、巡回結

果を基にした研修を実施し、保育士の資質向上を行っている。

③ 保育ドキュメンテーションの作成についての研修

園長や保育士を対象に、ドキュメンテーションの効果や作成方法等の研修実施している。

4 これまでの教育部・福祉部協働の取組

① 保幼小連携プロジェクト委員会

南城市接続期カリキュラムの基本方針を作成し、幼児教育施設におけるアプローチカリキュラムと小学校のスタートカリキュラムの具体化を図っている。併せて、基本方針等の周知を図るために保護者あてリーフレットを作成し全保護者に配付している。

② 幼児教育センターの設置

市内の幼児教育施設の巡回訪問を実施し、子どもの実態と教育・保育状況の把握、意見交換を行い、次年度以降の研修計画に生かし、幼児教育の充実に努めている。

第3章 教育部教育指導課・福祉部子育て支援課の取組み成果と課題

1 幼児教育内容の充実

(1) 成果

- 保幼小連携プロジェクト委員会の構成員として、教育指導課、子育て支援課、小学校、幼稚園、こども園、保育所の職員が参加し、研修計画や方針作り等、協働で取り組み内容の充実が図れた。
- 幼児教育施設の管理職研修や、職員研修を教育指導課と子育て支援課合同で実施し、市内全体の保育の質の向上が図れた。

(2) 課題

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育への理解を促す必要がある。

2 幼稚園、保育所、こども園等と小学校の連携推進

(1) 成果

- 保幼小連携プロジェクト委員会において接続期カリキュラム方針を作成した。
- 方針に基づき市内の各園、学校でアプローチカリキュラムやスタートカリキュラムを作成し、実施できた。

(2) 課題

- 保幼小連携プロジェクト委員会の主導での連携が主となっており、今後は各地区での自主的で日常的な連携を図ることが求められる。
- 接続期のカリキュラムの質の向上を図る必要がある。

3 家庭支援・相談体制の充実

(1) 成果

- 幼稚園、こども園、保育所において適宜、家庭支援や相談を実施している。
- 小学校入学に向けての保護者対象のリーフレットを作成し、全家庭に配付している。

(2) 課題

- 家庭保育の子どもや保護者へのアウトリーチの必要性がある。

第4章 「第1次南城市幼児教育推進計画」の基本目標と方針

1 基本目標

遊びこむことによって、生きる力の基礎を育む

乳幼児は、身体感覚を伴う多様な活動を経験することによって、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培い、併せて小学校以降の主体的・対話的で深い学びの「学びの芽生え」遊びを中心として総合的に学んでいきます。

そのような重要な幼児教育にかかわる幼児教育施設の教職員等には、幼児一人ひとりの内面にひそむ芽生えを理解し、その芽を引き出し伸ばすために、幼児の主体的な活動を促す適当な環境を計画的に設定することができる専門的な能力が求められます。また、家庭や地域社会では、幼児の持つ良さや幼児の可能性の芽を伸ばすためにも連携・協働して取り組むことが求められます。

本市において、「遊びは乳幼児期にふさわしい学び」をキーワードに、乳幼児期の子どもたち一人ひとりの目先の結果のみを期待しているのではなく、生涯にわたる学習の基礎をつくること、「後伸びする力」を培うことを重視します。

そのためにも、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下の視点で教育・保育の充実に努めます。

- ① 子どもと保育者との信頼関係を基盤とすること
- ② 子どもの主体的な活動を大切にし、適切な環境の構成を行うこと
- ③ 子ども一人ひとりの特性と発達課題に即した指導を行うこと

2 基本方針

方針1 幼児教育内容の充実

市内の幼稚園、保育所、認定こども園等における教育・保育の充実に図り、質の高い幼児教育を提供します。

重点項目（1）幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容の理解促進

重点項目（2）教育・保育の質の向上

重点項目（3）特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

重点項目（4）医療的ケアへの対応

方針2 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の連携推進

市内の幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の連携を促進し、発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期において育みたい資質・能力が一体的に育まれる教育・保育の充実を推進します。

重点項目（1）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実

重点項目（2）幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進

方針3 家庭支援・相談体制の充実

南城市幼児教育センターを中核とし、幼稚園、保育所、認定こども園の機能を最大限に生かし、幼児のよりよい成長を支えるため、家庭支援・相談体制の充実を図ります。

重点項目（1）各施設や幼児教育センターにおける家庭支援の充実

重点項目（2）各施設や幼児教育センターにおける相談体制の充実

重点項目（3）リーフレットやホームページ等を活用した情報提供の拡充

3 計画期間

本計画の期間は、第2次南城市総合計画（2018～2027年度）及び南城市教育振興計画（2020～2027年度）との整合性を図るため令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、国や県の動向に対応し適宜見直しを図ります。

第5章 具体的な取組

1 幼児教育内容の充実

(1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容の理解促進

| 取り組み | 内容 | 成果目標 |
|------------------------|---|---|
| 幼児教育アドバイザー訪問 | 市内の幼児教育施設を巡回し、幼稚園教育要領や保育所保育指針等の内容の理解を深める。 | 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に基づいたアドバイスをを行い、保育者の資質・能力を高める。 |
| 幼稚園教育要領や保育所保育指針等に関する研修 | 幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解を深める研修会を実施する。 | 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に基づいた保育について理解を深め、保育者の資質・能力を高める。 |

(2) 教育・保育の質の向上

| 取り組み | 内容 | 成果目標 |
|-------------------------------|--|---|
| 幼児教育に関する研修 | 市内全ての幼児教育施設の職員を対象とした研修会を実施する。 | 非認知能力を育む保育について理解し実践する。 |
| カリキュラム・マネジメントに関する研修 | 育みたい資質・能力に基づき、計画、実践し、適宜評価し見直しを図ることについて理解を深める。 | カリキュラム・マネジメントについて理解し、実践することで、教育・保育の質の向上を日常的に行う。 |
| 保育ドキュメンテーション及び保育カンファレンスに関する研修 | 教育・保育を可視化し、日々の活動を振り返ることができる、保育ドキュメンテーションや保育カンファレンスの理解を深める。 | 子どもの思考・探究活動を具体的に記録し、子ども自身が活動を振り返り次の活動へ生かすことを日常的に行う。 |

(3) 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実

| 取り組み | 内容 | 成果目標 |
|---------------------|-------------------------------------|---|
| 特別支援に関する研修 | 特別な配慮を要する幼児への適切な支援に関する研修を実施する。 | 特別な配慮を要する幼児を含めたすべての幼児が安心して過ごせる集団作りができる。 |
| 個別の教育及び保育支援計画等の活用 | 特別な配慮を要する幼児、個別支援計画の充実を図る。 | 支援計画に基づき、個の発達に応じた支援が充実することができる。 |
| 保育のユニバーサルデザインに関する研修 | すべての幼児が安心して遊び込めるよう、効果ある支援方法の共有化を図る。 | 市内のすべての幼児教育施設において、安心して遊び込める環境が整う。 |

(4) 医療的ケアへの対応

| 取り組み | 内容 | 成果目標 |
|---------------|---|--|
| 医療的ケアに関する研修 | 幼児教育機関における医療的ケアについて理解を深め適正な対応ができるようにする。 | 幼児教育職員が医療的ケアに関する理解が図られ、適正な対応ができる。 |
| 関係機関との連携体制の整備 | 医療、保健、福祉、教育等の関連機関と連携して対応ができるようにする。 | 個別の教育・保育計画や支援計画、ケアマニュアル、緊急時の対応等を作成し対応することができる。 |

2 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の連携推進

(1) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実

| 取り組み | 内容 | 成果目標 |
|------------------------------------|--|--|
| 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿と日々の保育との関わりに関する研修 | 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりとした教育・保育の質の向上について理解を深める | 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりとした教育・保育の質の向上により、小学校への円滑な接続が図れる。 |
| 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿と発達の段階に関わる研修 | 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿と、3歳から5歳までの発達の段階を関連付けた内容理解を深める。 | 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿と各園の指導計画の関連を図り、意図的、計画的、継続的に幼児を育むことができる。 |

(2) 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進

| 取り組み | 内容 | 成果目標 |
|-----------------|------------------------------|------------------------------------|
| 接続期カリキュラムの方針の改善 | 南城市接続期カリキュラムの方針の実施・評価・改善を行う。 | どの園からどの小学校へ入学しても安心して小学校生活が始まる。 |
| 接続期カリキュラムの共有 | すべての園のアプローチカリキュラムの共有化を図る | 互いの園の取組みを共有することで、よりよいカリキュラムに改善する |
| | 全小学校のスタートカリキュラムの共有化を図る | 互いの小学校の取組みを共有することで、よりよいカリキュラムに改善する |
| 架け橋期プログラムの共有 | 各小学校区で架け橋期プログラムを作成する。 | 各小学校区で架け橋期プログラムを作成し、日常的に取り組む。 |

3 家庭支援・相談体制の充実

(1) 幼児教育センターや各施設における家庭支援の充実

| 取り組み | 内容 | 成果目標 |
|---------------------------|--|--|
| 幼児教育センターでの家庭教育講座の実施 | 保護者対象の幼児教育に関することや家庭教育に関すること、子どもとの関わりに関する講座を開催する。 | 家庭教育の支援を行うことにより、すべての子どもたちが安心して成長できる環境を整える |
| 幼稚園、保育所、認定こども園での保護者研修等の実施 | 幼稚園、保育所、認定こども園での保護者会等を活用した家庭教育支援を推進する。 | 幼稚園、保育所、認定こども園での家庭教育支援を実施することで、保護者の教育への関心を高める。 |

(2) 幼児教育センターや各施設における相談体制の充実

| 取り組み | 内容 | 成果目標 |
|----------------------|---|-----------------------------|
| 幼児教育センターでの相談体制の整備・充実 | 幼児教育センターでの面談や電話、ネット等を活用した相談体制の整備・充実を図る。 | 困り感を抱えた保護者が気軽に相談できる体制を整備する。 |
| 公立認定こども園での相談体制の整備・充実 | 公立認定こども園での多様な方法による相談体制の整備・充実を図る。 | 困り感を抱えた保護者が気軽に相談できる体制を整備する。 |
| 各園での保護者相談体制の整備・充実 | 各園での多様な方法による相談体制の整備・充実を図る。 | 困り感を抱えた保護者が気軽に相談できる体制を整備する。 |

(3) リーフレットや市のホームページ等を活用した情報提供の拡充

| 取り組み | 内容 | 成果目標 |
|----------------------|---|--|
| 保護者用リーフレット作成 | 小学校入学前の子どもをもつ保護者・幼児を対象として、スタートカリキュラムや、小学校生活についての説明を記載したリーフレットを作成する。 | 小学校入学前の全保護者にリーフレットを配付し、小学校の様子を知らせ、入学に際した不安感を解消し、期待感を高める。 |
| 市のホームページでの幼児教育に関する周知 | ホームページを活用し、幼児教育の大切さや、各園で取り組んでいることの周知を行う。 | 幼児教育の「遊びこむ」ことの大切さや、非認知能力を育むことの大切さを保護者と共有する。 |

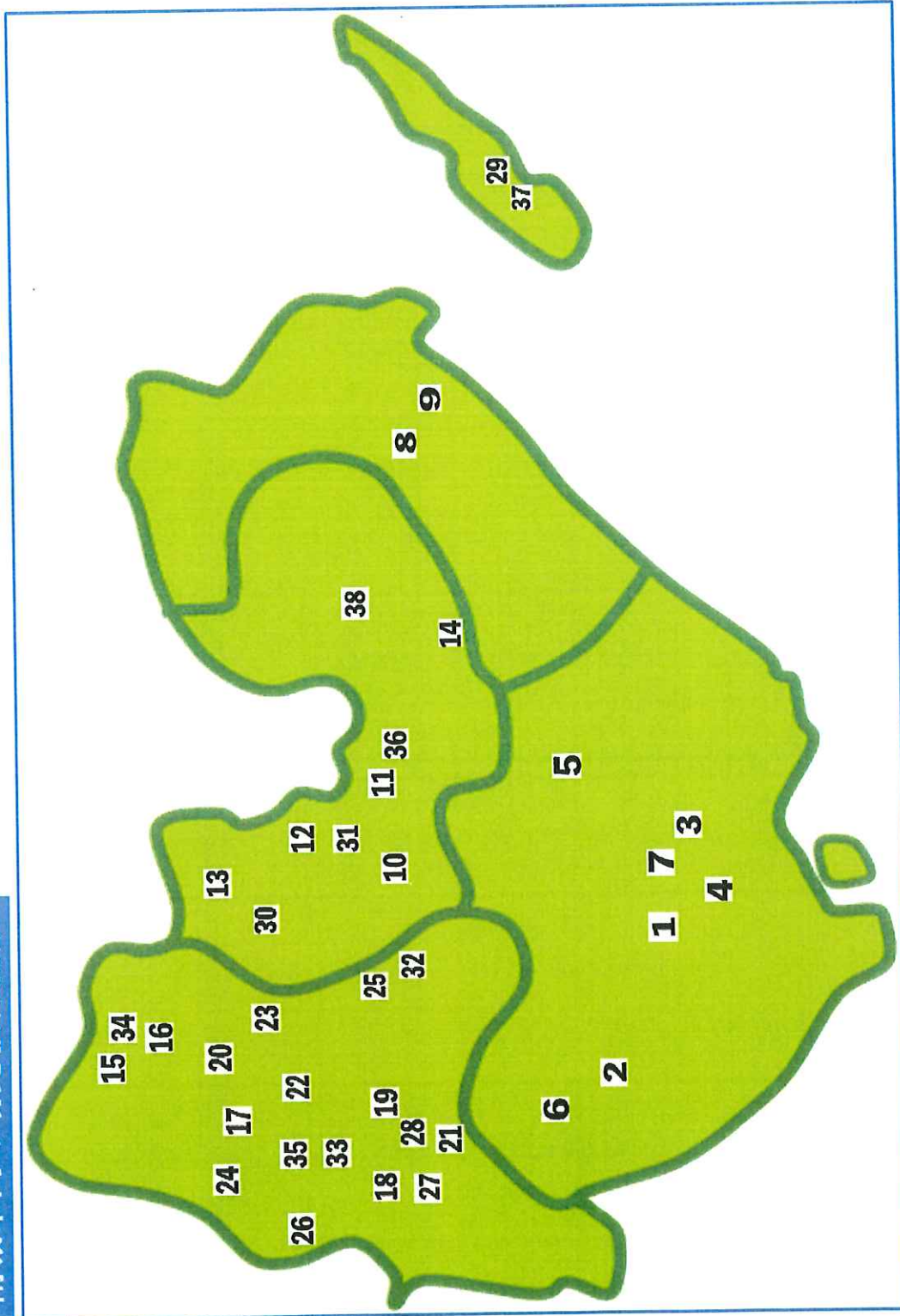
第6章 計画の実施と評価

計画に沿った施策の推進を図るため、各年度の事業の実績・進捗について、計画の進捗管理や評価をPDCAのサイクルで実施します。

国や県の計画や動向、年度ごとの取り組み状況等を踏まえ、計画期間（令和5年度～令和9年度）の中間年度にあたる令和7年度に、取り組み内容や目標の見直し等を実施します。これらの取り組みの成果を、令和10年度からの次期計画である、第2次南城市幼児教育推進計画策定に適切に反映していくこととします。

| 第1次南城市幼児教育推進計画体系図（R5～R9） | | |
|------------------------------|--|----------------------------------|
| 基本方針 | 重点項目 | 具体的な取組 |
| 幼児教育内容の充実 | 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容の理解促進 | 幼児教育アドバイザー訪問 |
| | | 幼稚園教育要領や保育所保育指針等に関する研修 |
| | 教育・保育の質の向上 | 幼児教育に関する研修 |
| | | カリキュラム・マネジメントに関する研修 |
| | 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実 | 特別支援に関する研修 |
| | | 個別の発達支援計画等の活用 |
| | | 保育のユニバーサルデザインに関する研修 |
| | 医療的ケアへの対応 | 医療的ケアに関する研修 |
| | | 関係機関との連携体制の整備 |
| | 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の連携推進 | 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育・保育の充実 |
| 幼児期の終わりまで育ってほしい姿と発達の段階に関わる研修 | | |
| 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進 | | 接続期カリキュラムの方針の改善 |
| | | スタートカリキュラムの共有 |
| 家庭支援・相談体制の充実 | 幼児教育センターや各施設における家庭支援の充実 | 幼児教育センターでの家庭教育講座の実施 |
| | | 幼稚園、保育所、認定こども園での保護者研修等の実施 |
| | 幼児教育センターや各施設における相談体制の充実 | 幼児教育センターでの相談体制の整備・充実 |
| | | 公立認定こども園での相談体制の整備・充実 |
| | | 幼稚園、保育所、認定こども園での保護者相談体制の整備・充実 |
| | リーフレットや市のホームページ等を活用した情報提供の拡充 | 保護者用リーフレット作成 |
| ホームページでの幼児教育に関する周知 | | |

南城市内の幼児教育施設



| No | 保育(所)園名 |
|----|----------------------|
| 1 | 玉城こども園 |
| 2 | 船越認定こども園 |
| 3 | どんぐり保育園 |
| 4 | パンビ保育園 |
| 5 | 小羊保育園 |
| 6 | 愛地友遊保育園 |
| 7 | 以和真保育園 |
| 8 | 知念こども園 |
| 9 | 知念あさひ保育園 |
| 10 | めばえ保育園 |
| 11 | めだか保育園 |
| 12 | さしき保育園 |
| 13 | 馬天保育園 |
| 14 | 南城みなみ保育園 |
| 15 | あおぞらこども園 |
| 16 | あおぞら第2こども園 |
| 17 | 松の実こども園 |
| 18 | 愛護保育園 |
| 19 | 木の国保育園 |
| 20 | むぎの子共同保育園 |
| 21 | おひさま保育園・分園 |
| 22 | 輝咲保育園 |
| 23 | おおざと保育園 |
| 24 | のびるっこ保育園 |
| 25 | しのめnursery school |
| 26 | かりゆしキッズ保育園 |
| 27 | さくら保育園 |
| 28 | ゆうな小規模保育園 |
| 29 | 家庭保育 くだから |
| 30 | つばきらきら保育園 |
| 31 | 新開保育園(認可外) |
| 32 | しのめnursery school II |
| 33 | 企業主導型 あいあい保育園南城園 |
| 34 | 企業主導型 あおぞら保育園 |
| 35 | 企業主導型 大里こども園 |
| 36 | 佐敷こども園 |
| 37 | 久高幼稚園 |
| 38 | おなかの中から保育園 |

南城市幼児教育センター

南城市内の幼児教育施設及び小学校の職員及び、保護者の皆さんを様々な方法で支援することで、子どもたちの健やかな成長を支援します。

- 幼稚園教育要領・保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容の理解促進
- 教育・保育の質の向上
- 特別な支援を必要とする幼児への指導の充実
- 医療的ケアへの対応

幼児教育
内容の充実

- 幼稚園、保育所、認定こども園や幼児教育センターにおける家庭支援の充実
- 幼稚園、保育所、認定こども園や幼児教育センターにおける相談体制の充実
- リーフレットやホームページ等を活用した情報提供の充実

家庭支援・
相談体制の充実

幼稚園、保育所、認定こども園等と
小学校との連携推進

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた教育・保育の充実
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進

連携

関係機関

幼稚園、保育所、認定こども園等

小学校

大学の先生

こども相談課

幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて 構造図

